

道路の維持管理方針(案)

国の管理する道路の日常の維持管理水準については、平成22年度より全国統一基準（巡回、清掃、除草、剪定等の頻度）を設定して運用しています。

このたび、北陸地方整備局では、全国統一基準の改訂に基づき、「道路の維持管理方針(案)」を一部見直ししましたのでお知らせします。

道路の維持管理方針(案) 本文はこちら↓

<http://www.hrr.mlit.go.jp/road/maintenance/policy.pdf>

○改訂概要

		【平成21年度までの運用】	【平成22～23年度の運用】	【平成24年度の運用】
巡回		・ 平日毎日、休日2日に1回	・ 原則 2日に1回	・ 原則 2日に1回
清掃	路面清掃	・ 年間0～6回	・ 原則 年間6回以内（D1D内） 年間1回以内（上記以外）	・ 原則 年間6回以内（D1D内） 年間1回以内（上記以外）
	歩道清掃	・ 年間0～1回	・ 原則 落ち葉等の除去に限定して実施	・ 原則 落ち葉等の除去に限定して実施
	排水構造物清掃	・ 適宜	・ 原則 年間1回を目安	・ 原則 年間1回を目安
除草		・ 年間 0～3回	・ 原則 年間1回	・ 原則 年間1回
剪定	高木・中木	・ 適宜	・ 原則 3年に1回程度	・ 原則 3年に1回程度。 ただし樹種による成長速度の違いや樹木の配置等を踏まえ、適切な頻度を設定
	低木	・ 年間0～1回		
	寄植	・ 年間0～2回	・ 原則1年に1回程度	
除雪	新雪除雪	・ 原則 5cm～10cm程度の降雪	・ 原則 5cm～10cm程度の降雪	・ 原則 5cm～10cm程度 ・ 大雪時等は、これによらず早期の除雪作業を実施
	路面整正	・ 道路交通の確保に支障をきたすおそれがある時	・ 道路交通の確保に支障をきたすおそれがある時	・ 道路交通の確保に支障をきたすおそれがある時
	拡幅除雪			
	運搬排雪			
	歩道除雪	・ 歩行者の交通に支障がある場合	・ 歩行者の交通に支障がある場合	・ 歩行者の交通に支障がある場合
凍結防止剤散布	・ 路面の凍結が発生しやすく、安全な通行に与える影響等が大きい区間を対象とし、路面凍結が予想される場合に実施	・ 路面の凍結が発生しやすく、安全な通行に与える影響等が大きい区間を対象とし、路面凍結が予想される場合に実施	・ 路面の凍結が発生しやすく、安全な通行に与える影響等が大きい区間を対象とし、路面凍結が予想される場合に実施	